

金沢地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 開催日時

令和2年12月3日（木）午後1時15分～午後3時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

安藤喜代子委員，植村誠委員，鵜浦雅志委員，大島広士委員，中村清委員，二木克明委員，山門優委員，山田裕之委員，吉田朗子委員，吉村真幸委員，若松典子委員（五十音順）

（説明担当者）

長江民事首席書記官，堂脇刑事次席書記官，神谷地裁事務局長，乗地地裁事務局次長，齊藤家裁総務課長

（事務担当者）

赤尾地裁総務課課長補佐，田中家裁総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と感染拡大防止のための措置とのバランス

5 進行

（1）委員長互選

（2）新任委員自己紹介

（3）前回委員会等における意見交換についての報告

（4）裁判所からの概要説明

（5）意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

（6）次回の意見交換テーマ

未定

(7) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

【委員長】

委員自身や所属の団体における実情の紹介、感染症対策の周知方法等に対する意見を伺いたい。また、どのような点に苦勞をし、工夫をしているのか。裁判所の取組状況の改善に関するアドバイス等もいただきたい。

【委員】

私が勤務している病院では、新規に入院する患者は全員PCR検査を受けており、面会も禁止していたが、患者が亡くなる間際については面会を許可していたところ、院内感染の発生を受けて面会を厳しく制限することになった。

また、現在は職員の体調管理と職員の休憩室の在り方や、会食をする場合の態勢等について検討をしているところである。通常、看護師は病棟単位に設置されている休憩室で食事や休憩をしているが、同室が狭いことから換気や間隔について注意している。

【委員長】

裁判所の職員が庁舎内で食事をする場合には、執務室の自身の席を使用している。このため、机の正面側にビニールシートを設置したり、横の間隔を空けたりしている。また、食事の際には会話をしないルールになっている。

会食については、国家公務員は一時期禁止されていたが、現在は4人を上限として認められているところ、裁判所では公式な会食は一切自粛されており、また、プライベートな会食についても、大掛かりなものは行っていない。今後も緩まないように、油断をしないように行動していきたいと考えている。

【委員】

本日の説明資料を見て、裁判所ではアクリル板やビニールシートが設置されていることを知り、割と完璧に対応しているという印象を受けた。

金沢にはテレビ局としてNHKと民放4局があるが、この内の2局について新型コロナウイルスの感染があった。感染者が出ると濃厚接触者ではなくとも疑いがあれば当然休むことになり、その結果として、人員の構成上の問題から番組が休止となる可能性が高い。

テレビ局の実情としては、当社は大きなスタジオは一つしかないが、その大きなスタジオであっても、当初のセットでは間隔を取るとセットからはみ出してしまうため、ゲストは別室やリモートで出演していただくよう急場をしのいだ。その後、机の長さを伸ばすなどセットを改良し、間にアクリル板を設置して座っていただくという対応をしている。

また、これまでテレビ局はクオリティに拘っていたが、現在はZoomやSkypeといったネット系ツールも利用している。画質が落ちることにはなるがタイムリーな出演が可能になったり、場合によっては通常はお呼びできないような方に北海道から出演していただくといったこともできるようになっている。裁判所が電話を使って手続をしているということであるが、ZoomやSkypeを使ってみてはどうかと思う。

【委員長】

民事裁判に限っては、ウェブ会議というものを12月14日から始めることになっている。これはテレビ会議をパソコンで行うもので、マイクロソフトのT e a m sを使用するものである。イメージとしてはZ o o mと同じであり、裁判所に出頭しなくても弁護士事務所と裁判所を繋いで弁論準備や進行協議といった手続をすることになる。金沢では弁護士会の協力を得て、ようやく始まることになった。金沢では12月中に期日が開かれる予定になっている。

【委員】

検察庁では、取調べは個室で行うことになる。検察官と被疑者の間には大きな机を2脚設置し、これを飛沫防止用のボードで隔てている。被疑者が発熱していた場合などには警察から連絡があるが、そのような場合にはオンラインで取調べをすることになる。また、職員が集まって仕事をしている大部屋の事務室には、ビニールシートを設置している。

テレワークについては、4月、5月頃に行っていたが、記録の持ち出しが原則禁止されており、システムも庁舎の内部で完結しているため、正直なところできることに限界があった。

【委員長】

裁判所では、新型コロナウイルスの感染が疑わしい被疑者に対する勾留質問については、目張りをした接見室で行っている。アクリル板で仕切られた部屋であり、互いの空間の空気が移動しない状態になっている。書記官は裁判官側の空間で調書を作成している。

また、在宅勤務については、裁判所では事件記録の持ち帰りが認められているので、自宅で判決等を作成することができるようになっている。

【委員】

裁判所における在宅勤務は、月2回程度を目標としている。家で仕事をするることによってより集中できており、能率も上がっている。

【委員】

取材記者については、新型コロナウイルスの影響は比較的少なかった。例えば、自宅で電話取材をしてそのまま原稿を作成するといったことも可能であった。従来は対面取材をしていたような案件であっても、電話取材に切り替えることもあった。取材記者としては、在宅勤務はし易かったと思う。社内の会議についても、Z o o m等を使用して社員が集まる機会を減らした。記者クラブについては、割と狭いブースに複数人が入る状況であったところ、これを使用しないことにした。

新聞社として最も恐れているのは、新聞が発行できなくなることである。紙面のレイアウトを編集する整理記者については、専用の端末を使用して作業をするためリモートワークが難しいことから、出社して仕事をせざるを得ない。仮にクラスター等が発生して整理記者が全員自宅待機となった場合には、新聞が発行できなくなる。最悪の事態を想定して、東京等で編集することもシミュレーションしていた。現在は整理記者を分散させており、

社内で感染者等が出た場合でも濃厚接触に当たらないようにしている。

新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントやお祭りが中止されたり、地域の活動がストップしたりしている。新聞には地域版があるが、このような状況から地域版を縮小することも考えられたが、コロナ禍においても変わらない日常が営まれていることから、縮小をせずにこれまで紹介しきれなかった方を紙面に掲載することにしている。今後、第3波、第4波という状況が生じたとしても新聞を発行し、日常生活の営みを伝え続けていきたいと考えている。

なお、裁判員候補者が新型コロナウイルスを理由に裁判員を辞退することは避けなければいけないと考えており、裁判所には裁判員候補者に対して安心感を与えられるような情報共有を考えてほしいと思う。

【委員】

製造業を営んでいる。工場内における人と人との接触については、マスク及び手袋の着用による感染対策をすることに加え、これまで共有していた工具等についても、共有化をせずに個々に与えることにした。このため、マスク、手袋及び工具等の購入経費は、積み上げていくと相当な負担となっている。また、修理等をするためには現場に出張をして現物を触ることになるが、その際にも新型コロナウイルスを持ち込んではいけないという強い思いで対応している。

全ての業務には納期があるが、社内で感染者が出た場合には休業も考えなければならぬため、かなり気を配っている。出張や打合せができなかったり、物が運べなかったりといった不便な時期もあったが、9月、10月頃から元の状態に戻りつつある。

【委員】

裁判所はしっかりとした新型コロナウイルス対策がされており、本当に羨ましいと思う。

お茶の世界では、いわゆる3密になるためにやっている部分がある。茶室という密室の中で、膝を突き合わせて密接になるための文化であるため、新型コロナウイルスがはやり始めた頃には、お茶をやってはいけないムードになった。このため、お茶会等もほとんどなかったが、最近になって少しずつお茶会をやっている方も見受けられるようにはなっている。私が属しているのは全国規模の組織であり、仮に私がお茶会でクラスターを起こしたとなると、私だけの責任では済まない可能性が高く、御家元に大変な迷惑を掛けることになる。組織が大きいということもあり、そのことによって一切何もできなくなったという面もある。

お茶というものは、お茶を飲むだけではなく料理も食べるし、お酒も飲む。一つの茶碗でお茶を飲み回したり、一つの杯でお酒を飲み回すこともしていた。コロナ禍の現状からすれば、やってはいけないことの全てをやっているというのがお茶の文化である。現在は茶碗を一人ずつにするといったような対応もしているが、500年も続いている文化を新型コロナウイルスという疫病によって形を変えてしまってもよいものか、試行錯誤をしている。消毒についても、お茶で使用する道具は基本的にアルコール消毒ができず、また、物によっては紫外線殺菌や洗うこともできないため、様々な方法を検討しているところである。

【委員】

旅館業においては、毎日不特定多数のお客様が様々な地域から訪れるため、これに対応するガイドラインを策定した。具体的には、入館時における手指の消毒及び検温の実施、客室への空気清浄機の設置、客室定員の大幅減の実行、浴場の脱衣籠の半数化及び消毒等である。入館後は、お客様にはパブリックスペースにおけるマスクの着用や、エレベータには同一グループのみで搭乗すること等をお願いしている。また、これまでなら当然に客室において行っていたサービスについても、人と人との接触を減らすためにお客様の了解を得た上で行わないこととしたり、最近では湿度を保つために加湿器を整備している。経費の負担が大きくなっているが、当館から新型コロナウイルスの感染者が出ると温泉街全体というくくりで報道されると思われるため、そうならないようにお客様にも従業員にも守ってもらうことをきちっと伝えているところである。新型コロナウイルスの感染者が出ないためには何ができるのか、また、どのようなものが有効なのか、日々情報収集をしている。

【委員】

私の勤務先には日々様々な相談が寄せられているところ、4月頃のいわゆる第1波のときには、ホームページで「できるだけ電話で御相談ください。」と呼び掛けをしていた。よくある一般的な相談であれば短時間で終わることもあるが、込み入った相談の場合には、これまでの経緯が分かる資料を持参してもらい相談を受けることになる。その場合にはマスクの着用及び検温を実施するとともに、換気にも気を付けながら行うことになるが、相談者との間には飛沫防止用のパネルを設置し、さらに机を1脚挟んで間隔を空けて対応するようにしている。

夏休みには小学生を対象としたイベントを開催しているが、その際は参加者に連絡先を記載してもらっている。後日、参加者の中に新型コロナウイルスの感染者が出た場合には「参加者に連絡をしたり、保健所に情報提供を求められた場合に使用することを目的としているものであること」を説明し、承諾を得たうえで記載してもらっている。裁判所は飛沫防止パネルやビニールシートなどが設置されており、とても安心できる環境であると感じた。また、執務室についてもビニールシートが設置されている状況が見受けられたので、参考にしたいと考えている。

【委員長】

裁判所では、裁判を傍聴する方に連絡先を記入してくださいと言うと、傍聴する権利を侵害しているという問題に発展しかねない危惧があるため、実行することが難しく悩ましい。

【委員】

法律事務所では、比較的狭い部屋で長時間に及ぶ込み入った相談を受けることがある。また、中には新型コロナウイルスの感染が拡大している地域から訪れている方の相談を受けることもある。いわゆる3密回避のための最低限のことはしている。

裁判所は、新型コロナウイルスへの対策は本当にしっかりしていると思っており、お手

本として参考にしたいと考えている。

【委員】

裁判官が裁判の当日に発熱した場合には、組織としては通常は休んでもらうという判断になると思われるが、責任感の強さから執務してしまうことが危惧される。裁判官や職員の体調管理についても、自己申告だけではなく客観的に管理されるような仕組みが必要ではないかと思う。

【委員長】

委員の方々の様々な御経験を踏まえ、貴重な御意見をいただいた。裁判所には、まだまだ取り組むべき課題があることが明らかになった。新型コロナウイルスの感染が拡大しているが、ワクチンができるまでの間は裁判所としても新型コロナウイルスと共存を図りつつ、司法サービスの提供や裁判事務の迅速な実施に努めていかなければならないと考えている。今後とも御指導御鞭撻を賜りたい。